平成２９年（フ）第４０８号
千葉県船橋市海神２丁目８番３－703号
債務者　小山　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２４号
千葉県船橋市三山１丁目３番６号　サンクレスト三山106号
債務者　久保友香理
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３１号
千葉県市川市菅野５丁目５番21号　（若柳荘101号）
債務者　實　　真悟
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７８号
千葉県市川市南行徳２丁目21番９号
債務者　佐々木祥世
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０７号
千葉県八千代市勝田台１丁目27番地15　オーガニック・プロバンス勝田台102号室
債務者　杉浦　博敬
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２３号
千葉県市原市島野1473番地３　ハーヴェスト103
債務者　林　由美子（旧姓新羅・上杉）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２７号
千葉県市川市東菅野５丁目４番15―303号（バンベール市川）
債務者　益子亮太郎
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２８号
千葉県市川市東菅野５丁目４番15―303号（バンベール市川）
債務者　益子ゆき江
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５３号
千葉県市川市宮久保３丁目19番17―203号（Ｅｍｉｎｅｎｃｅ・ＭＩＹＡ）
債務者　新村美和子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　13―402
債務者　北﨑　啓子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
（旧住所）東京都国分寺市泉町３丁目37番３号　ルリーボーン　202
債務者　溝口　善子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
川崎市麻生区高石４丁目16番36―403号
債務者　田口　優花
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
川崎市川崎区四谷上町13番８－103号　メゾン・ド・アミティエ
債務者　藤本　愛子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
川崎市中原区上小田中１丁目６番１号　ホワイトビラ　１Ａ、前住所川崎市中原区下小田中１丁目29番２－205号　ＫＥＹＡＫＩ
債務者　三浦　之昇
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
川崎市宮前区有馬６丁目14番19－502号　ヴィラ鷺沼、前住所川崎市宮前区野川3106番地11
債務者　宮尾　朋欽
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
川崎市川崎区日進町27番地18　朝日サンライズ川崎　226、前住所神奈川県厚木市愛甲東２丁目３番19号
債務者　吉田　隆雄
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
川崎市多摩区栗谷３丁目１番６－202号、前住所川崎市多摩区登戸3147番地　グランドゥール登戸　201
債務者　齋藤　友基
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係